

港区ヤングケアラー相談支援等事業プロポーザルに関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	参加資格について	募集要項	2	「区外事業者がプロポーザルに参加する場合は、原則として区内事業者と共同すること」とあり、※では、「参加条件としています」と記載があります。当団体は「区外事業者」に該当しますが、適切な共同相手（区内事業者）が見つからない場合、区外事業者のみで単独申請を行うことは可能でしょうか。また、単独申請が可能な場合、審査において「加点対象とならない」以外の不利益（失格要件等）はありますか。	区外事業者のみでの単独申請も可能です。また、単独申請であることを理由として、「加点対象とならない」以外に不利益（失格要件等）はありません。
2	参加資格について	選考基準	4	念のための質問で恐縮ですが、【区内事業者として扱う事業者の例】に記載された「区内事業者の認定基準」において、本社は区外ですが、事業所は貴区に置いてある場合は認定を受ける前であっても区内事業者として扱われることとなりますでしょうか。	申し込み日時点で認定を受けていない事業者は、「区内事業者」として扱われません。